

ベラルーシ知的財産庁、2012-2020年の知的財産戦略を公表

2012年5月23日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ベラルーシ知的財産庁は、3月2日に閣僚評議会にて決議された「ベラルーシ共和国における2012-2020年の知的財産権分野での戦略」および「ベラルーシ共和国における2012-2020年の知的財産分野での戦略実施に関わる2012-2013年の優先事業」を公表した（日本語仮訳については別添参照）。

同戦略は、知的財産分野での法規制の整備、知的財産制度のインフラ整備、教育プログラムの整備等、知的財産権の創造、保護、活用を含む幅広いものであり、2020年までの国家政策としての包括的な方針が示されている。特に、第8章においては、ベラルーシ共和国の企業によるPCT出願およびユーラシア特許出願の件数を2020年までに倍増させる目標が掲げられている。

ベラルーシ共和国は、ユーラシア特許条約の締約国であり、2010年7月6日には、ロシアおよびカザフスタンと共にユーラシア経済共同体の枠内において関税同盟を設立しているところ、とりわけ税関における知的財産権のエンフォースメントについて注目が集まっている。同戦略によってベラルーシ共和国における知的財産制度の整備が加速されることが期待される。

－ 2012-2020年の知的財産権戦略は、以下参照（ロシア語） －

[Стратегия Республики Беларусь в сфере интеллектуальной собственности на 2012 – 2020 годы \(PDF\)](#)

－ 2012-2013年の優先事業は、以下参照（ロシア語） －

[Первоочередные мероприятия на 2012 – 2013 годы по реализации стратегии Республики Беларусь в сфере интеллектуальной собственности на 2012 – 2020 годы \(PDF\)](#)

－ 2012-2020年の知的財産権戦略および2012-2013年の優先事業の日本語仮訳は、以下参照 －

[ベラルーシ共和国における2012-2020年の知的財産権分野での戦略 \(PDF\)](#)

－ ロシア、ベラルーシ、カザフスタン関税同盟の概要については、以下参照 －
[模倣対策マニュアル ロシア編 2012年3月 \(PDF\) \(第210頁\)](#)

(以上)